

## 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行に伴う各種周知について

令和2年6月19日に公布された「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」のうち、賃貸住宅管理業に係る登録制度の創設に関する規定等が令和3年6月15日から施行されます。これに伴い、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」が改正され、同日より施行されることとなっています。

これらに関して、国土交通省から全宅連宛に周知の依頼がございましたのでご案内いたします。詳細は、全宅連ホームページをご確認ください。

- 宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について  
<https://www.zentaku.or.jp/news/6199/>
- 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行等について  
<https://www.zentaku.or.jp/news/6198/>

## 「宅地建物取引業者による人の死に関する心理的瑕疵の取扱いに関するガイドライン」(案)について

国土交通省において、「宅地建物取引業者による人の死に関する心理的瑕疵の取扱いに関するガイドライン」(案)に関するパブリックコメント(意見公募)が開始されています。

詳細は、国土交通省ホームページからご確認ください。  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsu\\_ugyo16\\_hh\\_000001\\_00017.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsu_ugyo16_hh_000001_00017.html)

## 賃貸住宅管理業の登録制度施行に伴う「業務管理者講習」のご案内

賃貸住宅管理業登録制度の施行に伴う「業務管理者講習」について、お知らせ致します。

業務管理者となるためには、一定の賃貸不動産経営管理士が「業務管理者移行講習」を受講する方法、および、一定の宅地建物取引士が「賃貸住宅管理業業務管理者講習」を受講する方法があります。また、令和3年度からの賃貸不動産経営管理士試験が予定されています。

- 賃貸住宅管理業業務管理者講習**  
管理業務に関する2年以上の実務経験を持つ宅地建物取引士の方が対象となります。  
講習の申し込み等は、ハトマーク支援機構が行っています。

- 業務管理者移行講習**  
令和2年度までに賃貸不動産経営管理士試験に合格し、令和4年6月までに登録を受けた賃貸不動産経営管理士が対象となります。  
なお、この講習は令和4年6月までの期間とされています。  
講習の申し込み等は、日本賃貸住宅管理協会が行っています。

詳細やお問合せ等は、下記ホームページをご覧ください。

- (一社)賃貸不動産経営管理士協議会  
[https://chintaikanrishi.jp/about/course\\_g/](https://chintaikanrishi.jp/about/course_g/)
- (一財)ハトマーク支援機構  
<https://www.hatomark.or.jp/gyoumukanrikoushu/>
- (公財)日本賃貸住宅管理協会  
<https://www.jpm.jp/migration/>

## 【近畿公取協議会】インターネット広告における「架空の建築確認番号」の記載について

(公社)近畿地区不動産公正取引協議会より、公正競争規約違反の防止、また規約の遵守を図るため、インターネット広告における「架空の建築確認番号」の記載について、周知要請がございました。

詳細は、協会ホームページをご覧ください。  
<http://www.htk.or.jp/topics/member/15411/>

## 子ども110番の店への登録をお願いします!

「子ども110番の店」は子ども達を犯罪者から守る為の制度です。  
①下記申込書に必要事項をご記入のうえ、所属支部宛にご提出下さい。登録は、通りに面した店舗に限定しております。  
②協力店名簿に掲載し、ステッカー、マニュアル、委嘱状を送付致します。

★過去に登録された方は再登録の必要はございません。

商号			
免許番号	知事・大臣 ( )	号	
代表者名			
所在地	〒		
電話/FAX	電話:	FAX:	
所属支部			

## 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について

下記の地区について指定がありましたのでお知らせします。詳細は、関係土木事務所に照会ください。

- 指定地区** (1) 神戸市北区鈴蘭台東町 (2) 神戸市西区春日台地区、天王山地区
- 指定区域数及び公示日等**
  - (1) 土砂災害警戒区域 新規指定 6箇所(急傾斜地の崩壊6箇所) 令和3年5月28日兵庫県告示第601号及び第602号
  - (2) 土砂災害特別警戒区域 新規指定 3箇所(急傾斜地の崩壊3箇所) 令和3年5月28日兵庫県告示第603号及び第604号
- 公示図面の相談窓口**(関係土木事務所) 神戸県民センター神戸土木事務所管理課(電話:078-737-2135)

## 令和3年度 賃貸不動産経営管理士講習のお知らせ

令和3年度の賃貸不動産経営管理士講習の受講申し込みが開始されましたので、お知らせ致します。本講習の修了者には、11月に実施予定の本試験において5問免除となります。

なお、昨年度に引き続き、兵庫県宅建会館(兵庫県宅建協会本部)においても、令和3年8月27日(金)、定員60名で会場を設置し開催予定です。

試験、講習等の詳細やお申込みは、下記のホームページをご覧ください。

- ◎賃貸不動産経営管理士協議会ホームページ  
<https://www.chintaikanrishi.jp/>
- ◎全宅管理ホームページ(申込受付サイト)  
<https://chinkan.jp/lp/training>

## 「第13回兵庫県不動産市況DI調査」の結果について

本年4月に実施されました「兵庫県不動産市況DI調査」の結果が公表されました。アンケートにお答えいただいた会員の皆様に、厚く御礼申し上げます。

調査結果は、兵庫県不動産鑑定士協会のホームページ上で公開されております。

<http://www.hyokan.org/di>